

島根県内中世城館関係史料集成について

島根県では、県内城館分布調査（1993～1997年）の成果報告書として『石見の城館跡』（1997年）、『出雲・隠岐の城館跡』（1998年）を発刊し、「島根県内中世城館史料目録」（出雲編／石見編）として県内の城館に関係する用語リストを掲載しました。

報告書の刊行後、県内外の自治体史や史料集が充実し、新たな史料も発見されています。島根県古代文化センターでは、島根県（出雲国、石見国、隠岐国）の城館に関連する中世史料を改めて抽出・整理した目録を、準備が整ったものから順次ホームページに掲載しています。

次の利用条件を承諾されれば、事前の申請手続等なくダウンロードしていただいて結構ですので、研究にご活用ください。

本目録データ利用の条件

本目録データの利用に当たっては、以下の条件を付します（ダウンロードをもって以下の条件を承諾したものとみなします）。

- 1 本目録の内容については正確を期すよう努めていますが、信頼性・正確性は利用者の責任によるものとし、島根県古代文化センターは保証の義務を負いません。
- 2 本目録の利用によって生じるいかなる損害についても、島根県古代文化センターはその責を負いません。
- 3 ダウンロードした本目録データを有償頒布することは認めません。

凡例

1 目録の対象

別表に掲げた刊本史料集を主な対象としています。

2 目録の各項目の意味

（1）遺跡名／国・郡・市町村／遺跡番号

該当史料に対応すると考えられる遺跡について記載しています。遺跡名は分布調査報告書（『出雲・隠岐の城館跡』『石見の城館跡』）に掲載されている名称に統一しています。国名には該当する旧国名（出雲・石見・隠岐）、郡名・市町村名には分布調査報告書に記載されている旧行政区画を記載しています。遺跡番号も、分布調査報告書の遺跡番号を掲載しています。

該当城館が旧市町村域にまたがっている場合には、各郡名・市町村名・遺跡番号を併記しています。

（2）「No.」欄

遺跡名ごとに年次順で一連番号を付しています。

（3）史料群名

ア 原則として引用元の刊本の表記を優先しています。

イ 収集文書は、〇〇氏収集文書などとしています。

- ウ ○○家文書の「家」の有無は慣例に従っています。
エ 旧国名は原則付けていませんが、区別が必要な場合は付けています。

(4) 西暦コード

- ア 西暦年 4 ケタ + 月 3 ケタ + 日 3 ケタの 10 ケタとしています。
(ア) 西暦 4 ケタはそのままです (ex. 永禄 4 年 → 1561)。
(イ) 月 3 ケタの最初は 0 としています (ex. 1 月 → 001、12 月 → 012)。
(ウ) 日 3 ケタの最初は原則 0 とし、閏月の場合最初を 9 としています
(ex. 正月 1 日 → 001001、閏正月 1 日 → 001901)。
イ 西暦は無年号文書を推定した場合も () は付けていません。
ウ 年未詳は 9999、月未詳は 099、日未詳は 099、です。
エ 晦日は 030 に統一しています。
オ (○○年以前) と推定した場合は、年に○○年の西暦を入れ、月日は未詳として扱います。
(ex. 「慶長 8 年以前」 → 1603099099)

(5) 和暦年月日

- ア 「天正 19 年 12 月 8 日」のように、半角数字を用いています。
イ 無年号文書の年代を推定した場合は () に入れています。
(ex. (弘治 3 年) 5 月 15 日)
ウ 元年・正月表記はそのままです (1 年、1 月に改めていません)。
エ 月の異名表記は用いていません (ex. 卯月 → 4 月)。
オ 晦日・吉日表記はそのままです。

(6) 史料名

原則として、抽出元の刊本に記載されている史料名を用いています。

(7) 活字

- ア 該当文書が収録されている刊本の名称、文書番号、ページ数、古記録掲載年月日等を記載しています。
イ 主に「島根県中世史料集成」リスト掲載している資料集 (遺文シリーズ、大日本古文書、県外自治体史) に加え、下記の県内自治体史史料編・史料集を参照しています。
・『新修島根県史 史料編 1 古代・中世』 (島根県、1966)
・『大社町史 (史料編 古代・中世 上下巻)』 (大社町、1997 年)
・『出雲尼子史料集 (上下巻)』 (広瀬町、2003 年)
・『松江市史 (史料編 3-古代・中世 I / 史料編 4-中世 II)』 (松江市、2013・2014 年)
・『中世益田・益田氏関係史料集』 (益田市・益田市教育委員会、2016 年)
・『中世大田・石見銀山関係史料集』 (大田市・大田市教育委員会、2019 年)
・『中世川本・石見小笠原氏関係史料集』 (川本町・川本町教育委員会、2021 年)
上記刊本の名称、文書番号等の情報は別表の略記例に準じて記載しています。
ウ 上記イ以外の刊本については、『(書籍名)』に「※」を付して書誌情報を備考 2 に記載して

います。

(ex. 『戦国大名尼子氏の伝えた古文書—佐々木文書—』掲載の133号文書
→【活字欄】『戦国大名尼子氏の伝えた古文書—佐々木文書—』※-No.133
【備考2】※(編集・発行)島根県古代文化センター、1999年)

(8) 備考

「備考1」には、主に当該文書に登場する城館関係の語句を抽出し、記載しています。

「備考2」には、刊本の書誌情報など関連情報を記載しています。

3 その他

(1) 正確性、利便性の向上等の観点から、本目録の内容を予告なく変更することがあります。

(2) 本目録の内容に誤り等を発見された場合は、島根県古代文化センターにご連絡ください。

(電話：0852-22-6727)

別表「活字」欄の略記例

略記前	略記例
竹内理三編『平安遺文』1巻所収の18号文書	『平安遺文』1-18
竹内理三編『鎌倉遺文』1巻所収の18号文書	『鎌倉遺文』1-18
松岡久人編『南北朝遺文 中国四国編』1巻所収の18号文書	『南北朝遺文・中四国』1-18
『大日本古文書家わけ第4 石清水文書』1巻所収の18号文書	『石清水文書』1-18
『大日本古文書家わけ第8 毛利家文書』1巻所収の18号文書	『毛利家文書』1-18
『大日本古文書家わけ第9 吉川家文書』2巻所収の1120号文書	『吉川家文書』2-1120 (※「別集」は「別」、「石見吉川家文書」は「石」と表記)
『大日本古文書家わけ第11 小早川家文書』1巻所収の18号文書	『小早川家文書』1-18
『大日本古文書家わけ第11 小早川家文書』1巻所収の小早川家證文の18号文書	『小早川家文書』1-證18
『大日本古文書家わけ第11 小早川家文書』2巻所収附録「浦家文書」の18号文書	『小早川家文書』2-浦18
『大日本古文書家わけ第14 熊谷家文書』所収の18号文書	『熊谷家文書』-18
『大日本古文書家わけ第14 三浦家文書』所収の18号文書	『三浦家文書』-18
『大日本古文書家わけ第14 平賀家文書』所収の18号文書	『平賀家文書』-18
『大日本古文書家わけ第15 山内首藤家文書』所収の18号文書	『山内首藤家文書』-18
『大日本古文書家わけ第20 東福寺文書』1巻所収の18号文書	『東福寺文書』1-18
『大日本古文書家わけ第22 益田家文書』1巻所収の18号文書	『益田家文書』1-18
『広島県史 古代中世資料編Ⅲ』所収の〇〇家文書の18号文書	広島県史Ⅲ「〇〇家文書」18
『山口県史 史料編 中世2』所収の〇〇家文書の18号文書	「〇〇家文書」18、『山口県史』2p(掲載頁番号)
『岡山県史 家わけ史料』所収の〇〇家文書の18号文書	『岡山県史』家わけ史料-〇〇家文書18
『岡山県古文書集 2巻』所収の〇〇家文書の18号文書	『岡山県古文書集』2-〇〇家文書18
『黄薇古簡集』巻第一、〇〇郡、〇〇衛門所蔵文書の18号文書	『黄薇古簡集』1-〇〇郡-〇〇衛門所蔵18
『兵庫県史 史料編中世8』所収の〇〇家文書の18号文書	兵庫県史中世8-〇頁(〇〇家文書18)。
『新鳥取県史 資料編古代中世1 古文書編 下』(県外文書編)所収の第18号文書	『新鳥取県史』1上p〇-県外18
『萩藩閥閥録』巻115、〇〇〇左衛門の105号文書	閥閥録115〇〇〇左衛門-105

『新修島根県史 史料編1 古代・中世』所収の〇〇家文書	新島根p〇(〇〇家文書)
『大社町史』所収の第1458号文書	大社1458
『出雲尼子史料集』所収の第18号文書	尼子18
『松江市史 史料編3 古代・中世 I』所収の第626号文書	松江626
『中世益田・益田氏関係史料集』所収の第903号文書	益田903
『中世大田・石見銀山関係史料集』所収の第1017号文書	銀山1017
『中世川本・石見小笠原氏関係史料集』所収の第116号文書	川本116

注:長文の史料の場合は、島根県関係記事が確認できるページ番号等を適宜記入している。